
規 則

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 10 月 30 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 68 号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和 27 年高知県規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県水産業協同組合法施行細則

第 2 条の見出し中「認可申請」を「認可の申請手続等」に改め、同条第 1 項中「第 86 条第 3 項、」を削り、「第 100 条の 8 第 4 項」を「第 105 条第 4 項」に改め、同条第 2 項中「の設立経過報告書」を「に掲げる設立経過報告書（次項の規定により提出するものを含む。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 漁業生産組合は、法第 85 条の 2 第 4 項の規定により組合の設立の届出をしようとするときは、第 1 項各号に掲げる書類を添えなければならない。

第 3 条中「第 101 条から第 112 条まで」を「第 9 条第 1 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 47 条の 4 第 2 項」を「第 47 条の 3 第 2 項」に、「第 100 の 8 第 3 項」を「第 105 条第 3 項」に改め、同条第 2 項中「第 34 条の 2 第 3 項の経営管理委員を置く組合」を「第 34 条の 2 第 4 項に規定する経営管理委員設置組合（第 7 条第 1 項第 1 号において「経営管理委員設置組合」という。）」に、「第 47 条の 4 第 3 項」を「第 47 条の 3 第 3 項」に、「第 100 条の 8 第 3 項」を「第 105 条第 3 項」に改める。

第 5 条第 5 号中「若しくは法第 11 条第 1 項第 5 号、第 7 号若しくは第 11 号」を「、法第 11 条第 1 項第 5 号若しくは第 7 号」に、「含む。）」を「含む。）」若しくは法第 15 条の 2 第 1 項に規定する共済事業」に改め、同条第 6 号中「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表」を「財産目録又は法第 40 条第 2 項に規定する計算書類」に改め、同条第 9 号中「漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則又は遊漁規則の制定」を「法第 33 条の 2 第 1 項に規定する規則等の制定若しくは設定」に改める。

第 6 条第 3 項中「第 1 項の」を「第 1 項の届出に係る」に改める。

第 7 条第 1 項第 1 号中「第 100 条の 8 第 3 項」を「第 105 条第 3 項」に、「法第 34 条の 2 第 3 項の経営管理委員を置く組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同項第 2 号中「第 100 条の 8 第 3 項」を「第 105 条第 3 項」に改め、同項第 3 号中「第 47 条の 3 第 2 項」を「第 47 条の 2 第 2 項」に、「第 100 条の 8 第 3 項」

を「第105条第3項」に改める。

第8条第1項中「事項を」を「事項（漁業生産組合にあっては、第2号に掲げる事項を除く。）を」に改め、同項第2号中「第86条第2項、」を削り、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める。

第12条の見出し中「認可申請」を「認可申請等」に改め、同条第1項中「組合」を「組合（漁業生産組合を除く。）」に改め、「第86条第2項、」を削り、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改め、同条第2項中「前項各号の」を「前項に規定する」に改め、同項第2号及び第3号中「第86条第2項、」を削り、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改め、同条第4項中「第1項の」を「第1項に規定する」に改め、同条第5項中「に掲げる」を「に規定する」に改め、同条に次の1項を加える。

6 漁業生産組合は、法第84条の7第2項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、第1項各号に掲げる書類のほか、第2項から前項までに規定する場合は、それぞれ第2項から前項までに規定する書類を添えなければならない。

第13条中「第11条の4」を「第11条の5」に改める。

第14条第1項中「第11条の2第1項」を「第11条の3第1項」に、「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に、「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に改め、同条第2項中「第11条の2第1項」を「第11条の3第1項」に、「第11条の4第3項」を「第11条の5第3項」に、「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に、「次に掲げる書類」を「次に掲げる書類（廃止の申請にあっては、第1号及び第2号に掲げる書類に限る。）」に改め、同項ただし書を削る。

第15条中「組合」を「組合（漁業生産組合を除く。）」に改め、「第86条第4項、」を削り、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める。

第16条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条中「第68条第5項」を「第68条第6項」に改め、「第86条第4項、」を削り、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に、「含む。）」を「含む。）又は第85条の4第2項」に改め、同条第1号中「7人」を「3人」に改める。

第17条の見出し中「認可申請」を「認可申請等」に改め、同条第1項中「組合は、法第69条第2項（法第86条第4項、」を「組合（漁業生産組合を除く。）は、法第69条第2項（法」に、「第100条の8第5項において準用する場合を含む。）の」を「第105条第5項において準用する場合を含む。）の」に改め、同項第6号中「第86条第4項、」を削り、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に、「において」を「において読み替えて」に改め、同条第2項中「前項各号の」を「前項各号に掲げる」に改め、同項第1号及び第2号中「第86条第4項、」を削り、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改め、同条に次の1項

を加える。

3 漁業生産組合は、法第85条の5第3項の規定により組合の合併の届出をしようとするときは、第1項各号に掲げる書類のほか、第2項に規定する場合は、同項各号に掲げる書類を添えなければならない。

第19条中「第100条の8第2項」を「第105条第2項」に、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に、「第40条第9項」を「第40条第9項（法第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。）」に改める。

第20条中「次の」を「次に掲げる」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「水産業協同組合法施行細則」を「高知県水産業協同組合法施行細則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定（「第100条の8第4項」を「第105条第4項」に改める部分に限る。）、第3条、第4条、第5条及び第7条第1項の改正規定、第8条第1項第2号の改正規定（「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める部分に限る。）、第12条第1項の改正規定（「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める部分に限る。）、第12条第2項第2号及び第3号の改正規定（「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める部分に限る。）、第13条及び第14条の改正規定、第15条の改正規定（「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める部分に限る。）、第16条の改正規定（「第68条第5項」を「第68条第6項」に、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める部分に限る。）、第17条第1項の改正規定（「第100条の8第5項において準用する場合を含む。」の）を「第105条第5項において準用する場合を含む。」の）に改める部分に限る。）、第17条第1項第6号の改正規定（「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める部分に限る。）、第17条第2項第1号及び第2号の改正規定（「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める部分に限る。）並びに第19条の改正規定は、令和2年12月1日から施行する。

規 則

◎水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則